学校感染症治癒届(R5.5.8より)

大阪高等学校長 様

年 組 番 生徒名

出席停止期間は、治癒していることに加えて医師が登校可能と認めるまでです。また、下記の出席停止基準を参考 にしてください。

該当の感染症名に〇をつけてください。【学校保健安全法に基づく学校感染症一覧】

種別	○卸	感染症名	出席停止期間の基準			
第一種		()	治癒するまで			
		新型コロナウイルス(R5.5.8~)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過す			
		(病原体がベータコロナウイルス属のコロ	るまで			
		ナウイルスであるものに限る。)				
		インフルエンザ (型)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで			
		(特定鳥インフルエンザを除く)				
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤に			
第二種			よる治療が終了するまで			
		麻しん	解熱した後3日を経過するまで			
		流行性耳下腺炎	耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、か			
		(おたふくかぜ)	つ、全身状態が良好になるまで			
		風しん	発しんが消失するまで			
		水痘	すべての発しんが痂皮化するまで			
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで			
		結核				
		髄膜炎菌性髄膜炎				
第三種		腸管出血性大腸菌感染症				
		流行性結膜炎				
		急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと			
		コレラ	認めるまで			
		細菌性赤痢				
		腸チフス				
		パラチフス				
		その他感染症 ()				

上記の学校感染症のため	月	日から	月	日まで出席停止	となってい	ましたな) ² ,	
治癒し、主治医 <u>(医療機関</u> 名	Ż:)_の登校許	「可がでまし	したので	届け出る	ます。
					令和	年	月	日

印 保護者名

> 担任 養護教諭 (H)保 管

日